

# 名古屋言語研究会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は「名古屋言語研究会」(Nagoya Linguistic Society)と称する。
- 第2条 本会は日本語学・言語学ならびに関連諸分野の研究に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
1. 研究集会
  2. 機関誌の発行
  3. その他必要な事業
- 第4条 本会は諸事業を推進するため運営委員会および事務局を置く。

## 第2章 会員

- 第5条 会員は、本会の趣旨に賛同し所定の手続きを経て本会に登録された個人及び団体とする。
- 第6条 会員は諸種の会合及び事業の通知を受け、事業に参加することができる。また、所定の手続きを経て、研究集会で研究発表し、機関誌に投稿することができる。

## 第3章 運営

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- |        |     |
|--------|-----|
| 会長     | 1名  |
| 副会長    | 2名  |
| 事務局長   | 1名  |
| 運営委員   | 若干名 |
| 会計監査委員 | 1名  |
- 第8条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長および運営委員から構成される。
- 第9条 会長、副会長、および事務局長は運営委員会で選出され、運営委員は会員より選出される。
- 第10条 運営委員会は次の任務を遂行する。
1. 機関誌および会報誌の編集・刊行にかかわる事項の決定
  2. 研究集会にかかわる事項の決定
  3. 予算案および収支決算案の作成
  4. その他運営委員会が必要と認めた事項
- 第11条 運営委員会の中に編集委員会を置くことができる。委員は運営委員会の議を経て

会長が委嘱し、兼任することができる。各委員会は会務を遂行するために、運営委員会の承認を得て事務助手を置くことができる。

第 12 条 本会の会則は、会員総会で承認を得るものとする。また、会則の変更の際にも承認を得るものとする。

第 13 条 会員の中から会計監査委員を 1 名選出する。

#### 第 4 章 会計

第 14 条 本会の運営経費は、会費、寄付金等を以てこれに当てる。

第 15 条 事務局は、運営委員会の議を経て、会員総会で承認を得るものとする。ただし、収支決算書は会計監査委員の監査を受けなければならない。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第 5 章 補則

第 17 条 所在地は名古屋大学大学院人文学研究科日本語学研究室内に置く。

(2007 年 3 月 31 日制定)

(2022 年 3 月 31 日改訂)

(2023 年 3 月 31 日改訂)

## 名古屋言語研究会入会退会規程

1. 本会への入会は、事務局に登録情報（氏名、氏名ふりがな、郵便番号、住所、メールアドレス、所属、身分（学年））を連絡のうえ、その年度分の年会費を払うことによる。（支払い方法は下記のとおり）。年会費は当分の間 3 千円とする。

【ゆうちょ銀行もしくは郵便局で手続きをする場合】

- ・ゆうちょ銀行振替口座
- ・「記号 6 桁：00880-3 番号：92416」、加入者名：名古屋言語研究会

【別の銀行などの金融機関から、ゆうちょ銀行口座へ振込む場合】

- ・銀行名：ゆうちょ銀行
- ・金融機関コード：9900

- ・店番：089
- ・預金種目：当座
- ・支店名：〇八九店（ゼロハチキュウ）
- ・口座番号：0092416
- ・口座名義：ナゴヤゲンゴケンキュウカイ

※お振込みの際は、必ず「ご依頼人」（振込者名）がわかるようお願いいたします。

2. 退会時は事務局に連絡する。原則として、事務局からの連絡に対し 3 年以上応じない（会費の未納なども含む）場合、退会とする。

3. 問い合わせ先

nagoya.gengoken@gmail.com

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町

名古屋大学大学院人文学研究科日本語学研究室・言語学研究室

(2007年3月31日制定)

(2022年3月31日改訂)